

医療法人 若愛会

介護老人保健施設 けやき 運営規程

<短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護>

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人若愛会が、介護保険法第94条の規程に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設けやき（以下「施設」という。）における短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的)

第2条 施設は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画に基づき、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- ② 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③ 施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 施設は、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 介護老人保健施設 けやき

所在地 北九州市若松区西畑町9番72号

(定員の遵守)

第5条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの利用は、介護老人保健施設サービスの入所定員の範囲内で行うこととし、両サービスを合わせた入所・利用者の数が、入所定員及び療養室の定員を超えてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(通常の見迎の実施地域)

第6条 施設が、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者に対して、通常見迎を実施する地域は次のとおりとする。

若松区 戸畑区 八幡西区

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び員数)

第7条 施設に、次の職員を置く。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 管理者 | 1名 (兼務) |
| (2) 医師 | 1名 (兼務) |
| (3) 薬剤師 | 0. 2名 (兼務) |
| (4) 看護職員 | 6名 (兼務) |
| (5) 介護職員 | 13名 (兼務) |
| (6) 支援相談員 | 1名 (兼務) |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 3名 (兼務) |
| (8) 栄養士 | |
| ・管理栄養士 | 1名 (兼務) |
| ・栄養士 | |
| (9) 介護支援専門員 | 1名 (兼務) |
| (10) 事務職員 | 1名 (兼務) |

(職務の内容)

第8条 前条に掲げる職種の職務内容は、次の通りとし職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 管理者
介護保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師
医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する調剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員
利用者の短期入所サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員
利用者及びその家族からその相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 栄養士・管理栄養士
利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員
利用者の短期入所サービス計画の原案をたてる。
- (10) 事務員
施設の庶務及び経理の事務処理を行う。

(勤務体制の確保)

第9条 施設は、利用者に対し適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

第3章 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の開始及び終了

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護の提供に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

② 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供するように努めるものとする。

(短期入所療養介護の内容)

第12条 施設は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

(サービスの提供)

第13条 施設は、その心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、療養室において短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供するものとする。

② 施設は、正当な理由なく、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供を拒んではならないものとする。

③ 施設は、通常の送迎の実施地域及び利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等の紹介及び適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- ④ 施設は短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、その心身の状況、病歴、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 14 条 施設は、短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- ② 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ③ 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 15 条 施設は入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- ② 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第 16 条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供した際には、提供年月日及び内容、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第 17 条 施設は、提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスに関し、入所者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

第4章 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第18条 施設の管理者は、4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、短期入所療養介護サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、施設職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

- ② 管理者は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画を作成するにあたって、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- ③ 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画にそって作成するものとする。

(短期入所療養介護の取扱方針)

第19条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の状況に応じて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

- ② 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供は、短期療養介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- ③ 施設の従業者は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- ④ 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ⑤ 施設は、自らその提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑥ なお、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画を作成しない場合であっても、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスの提供を行うものとする。

(診療の方針)

第 20 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- ③ 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- ④ 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

第 21 条 施設の医師は、入所者の病状から見て当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。

- ② 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させないものとする。
- ③ 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行う。
- ④ 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上の必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第 22 条 施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士、若しくは作業療法士の指導の下に計画的に行うものとし、各入所者に対し、週 2 回以上実施する。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 23 条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- ② 施設は、1 週間に 2 回以上、特別浴槽を用いる等適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。但し、医師の指示により入浴させることができない

場合は、身体の清拭を行うものとする。

- ③ 施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- ④ 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、適切におむつ交換を実施するものとする。
- ⑤ 施設は入所者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活の世話を適切に行うものとする。

(食事の提供)

第 24 条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝食 8 時から 9 時・昼食 1 1 時 4 5 分から 1 2 時 3 0 分 夕食 1 7 時から 1 8 時 3 0 分とする。

- ② 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 25 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 26 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 施設は、入所者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- ② 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水周りの設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- ③ 栄養士、調理師等厨房勤務者、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- ④ 定期的に害虫等の駆除を行う。

(協力病院等)

第 28 条 協力病院及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関	戸畑共立病院
(所在地)	北九州市戸畑区沢見二丁目 5 番 1 号
協力医療機関	小倉蒲生病院
(所在地)	北九州市小倉南区蒲生五丁目 5 番 1 号
協力歯科医療機関	かじわら歯科
(所在地)	北九州市若松区上原町 3 番 1 1 号
協力医療機関	戸畑けんわ病院
(所在地)	北九州市戸畑区新池 1 丁目 5-5
協力歯科医療機関	こが整形外科
(所在地)	北九州市若松区下原町 4 番 1 1 号

(身体の拘束等)

第 29 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 30 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

第 5 章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第 31 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から別表に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、入所者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項に定めるもののほか、別表に掲げるその他の費用の支払いを受けることができる。

- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 32 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第 6 章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第 33 条 入所者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努める。
- (2) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は 31 条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第 12 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (3) 他の入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (4) 施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努める。
- (5) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (6) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - イ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(面会)

第 34 条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申出、指定した場所で面会しなければならない。

(外出)

第 35 条 入所者が外出を希望するときは、事前に定められた届出により管理者に申出、

許可を得なければならない。

(身上変更の届出)

第 36 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 37 条 管理者は、災害防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 8 章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第 38 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護等)

第 39 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 40 条 施設は、その提供した介護保健サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な

改善を行うものとする。

- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第 41 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民及びボランティア等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 42 条 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、その内容、状況を的確に把握し必要に応じて速やかに入所者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、損害賠償保険に加入し、入所者に対する介護保健サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 3 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第 43 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第 44 条 施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
- ア 事業日誌
 - イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ウ 定款及び施設運営に必要な諸規定
 - エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
 - カ 重要な会議に関する記録
 - キ 防災訓練等に関する記録

- (2) 入所者に関する記録
 - ア 入所者台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）
 - イ 施設サービス計画書
 - ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
 - エ 第13条に規定する検討の経過・結果の記録
 - オ 献立その他給食に関する記録
 - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
- (3) 会計経理に関する記録
 - ア 収支予算・決算に関する書類
 - イ 金銭の出納に関する書類
 - ウ 収入・支出に関する書類
 - エ 資産に関する台帳
 - オ 利用料に関する書類

(補則)

第45条 この規定に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については、別に定める。

附則

- この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規定は 令和 3年 4月 1日から施行する。